

第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）の体系・骨子の検討

第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期）			法律や制度等の動向	課題	第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）		
基本理念	区分	項目			基本理念	区分	項目
策 の 権 が 重 ん ぜ る 性 を 指 し て	種	人権侵害の未然防止のための啓発活動		【委員の方からのご意見】 ・生活する中で、人権の事をどれだけ考えなければいけないかわからないが、生きていく上で生きにくい世の中にならない様にすることだと思う。 ・リサーチや相談体制を今まで同様続けていくことが重要だと思います。個人が情報を収集し、理解を深め、学び、認識を高められると嬉しい。 ・若者世代の「相談しても解決しないと思う」ことは、あきらめに通じ自暴自棄につながることで、このことこそ大切に扱っていく必要があると思う。 ・相談できる相手も少しずつ減ってきているので。高校を出た後の生活自体をとらえていく必要性を感じる。 ・人権について、家族以外に相談できない事が多いと思われるので、相談窓口機能が充実するような取り組みをして欲しい。 ・様々な「人権問題」があるので大変だが、ポスター掲示や広報への掲載など、市民が目に触れる形で帰属して啓発を行うのが一番現実的な方法かと思う。	策 の 権 が 重 ん ぜ る 性 を 指 し て	種	人権侵害の未然防止のための啓発活動
		「よく生き合う力」を育む人権教育・啓発活動の推進					「よく生き合う力」を育む人権教育・啓発活動の推進
		市民相談体制の充実					市民相談体制の充実
		人権啓発リーダーの養成					人権啓発リーダーの養成
	性	男女の人権を尊重する意識の向上	・平成 28 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行 ・令和2年に「女性活躍推進法等一部改正法」施行及び「第5次男女共同参画基本計画」策定【新規】 ・「ジェンダー・ギャップ指数」は、156か国中125位（令和5年）【新規】 ・令和6年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）施行	【委員の方からのご意見】 ・私たちの時代は「男は仕事、女は家庭」でした。男は妻を自分の思うようにさせようと、怒鳴ったり、怒ったりする人もいる。子どもの時から教育していくことが大切だと思います。学校で時間を作って小さい時から教えていくとよい。 ・女性としての弱さ、出産に伴う避けられない現実を社会や職場、家族が理解して進歩する事に期待。（弱さは女性だけのものではないので一概には言えない） ・男女共に参加できるような育児講座などの開催など望ましい。 ・「男女問わず、仕事と家庭生活の両立が容易になる」のはとても素晴らしいですが、それが、「早く子育てを手放すこと」にならないでほしいと思う。 ・ファミリーサポートの周知、及び利便性の向上（例えば、広域化して利用者と被利用者へと面識がないようにし、知合いに家庭内を見られるという不安感をなくすなど）を期待する。	策 の 権 が 重 ん ぜ る 性 を 指 し て	性	男女の人権を尊重する意識の向上
		男女共同参画による地域活動の推進					男女共同参画による地域活動の推進
		配偶者・パートナーに対するあらゆる暴力の防止					配偶者・パートナーに対するあらゆる暴力の防止 および困難な問題を抱える女性への支援
				【アンケート調査結果からの課題】 ○人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識や人権感覚の不足が原因となっている場合が多くあります。市民一人ひとりが人権について正しい知識を学び、自分自身のこととして考えられるようあらゆる機会を通じて、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発を推進することが必要です。			
				【アンケート調査結果からの課題】 ○人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識や人権感覚の不足が原因となっている場合が多くあります。市民一人ひとりが人権について正しい知識を学び、自分自身のこととして考えられるようあらゆる機会を通じて、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発を推進することが必要です。			
				【アンケート調査結果からの課題】 ○人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識や人権感覚の不足が原因となっている場合が多くあります。市民一人ひとりが人権について正しい知識を学び、自分自身のこととして考えられるようあらゆる機会を通じて、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発を推進することが必要です。			
				【アンケート調査結果からの課題】 ○人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識や人権感覚の不足が原因となっている場合が多くあります。市民一人ひとりが人権について正しい知識を学び、自分自身のこととして考えられるようあらゆる機会を通じて、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発を推進することが必要です。			

コメントの追加 [名株1]: ①「継承」を削除

第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期）			法律や制度等の動向	課題	第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）		
基本理念	区分	項目			基本理念	区分	項目
		働きやすい環境づくりの推進		もに、仕事と家庭の両立がしやすい環境を整備し、性別にかかわらず誰もが望む暮らしが実現できる社会の実現へとつなげていくことが必要です。 さらに、男女共同参画に関する意識と関心を高めるため、子育て世代に限らず、若年層を中心とした他の世代に対してもより積極的な啓発を行う必要があります。			働きやすい環境づくりの推進
	子ども	人権教育・子どもの健全育成の推進	・平成 28 年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行 ・平成 29 年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」改正【追加】 ・平成 30 年に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を決定【追加】 ・令和元年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が成立【新規】 ・令和5年に「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の設置【新規】 ・令和7年に「瑞浪市こども計画」を策定	【委員の方からのご意見】 ・子どもだけでは解決できない事なので、育児放棄においては、親の教育も必要だと感じる。 ・参観日とかに親子一緒に勉強会の様なものを開いて、怒りに任せて叩いてしまったりする前の対処法や子供がいじめにあっている場合、具体的にどういう行動をしていくべきか！！のような勉強会を開く。悪い事をしたら悪い事が、いい事をしたら良い事が帰ってくるのを教えていく。 ・学校等でのいじめ防止対策や人権教育は当然推進すべきですが、家庭（親）への教育のありかたを考えるべき。 ・わかりやすい相談窓口、わかりやすい教育の必要性、他世代との交流、豊かな心の形成。 ・「子ども」と呼ばれる年代に最も違い 18～20 歳代の若者に関心がない割合が高いことが心配である。幼少期から人権教育に力を入れ、人権に対して関心の高い大人を育てる必要があるのではないかな。 ・自分の人権と他の人の人権のバランスを考えることを伝えていく。 ・学校ではＳＯＳの出し方について学んでいます。その内容を全ての大人に広げることが大切かと思う。 ・乳児～中高生までの子どもと関わる仕事をさせていただく中で、「子どもが自分のペースで育つ権利」が「大人の働く権利」より後回しにされていると感じる。 ・人権及びネットとの付き合い方は、いずれも明確な正解が出しにくく、主体的に考えることが大切と考える。 ・情報モラルの研修について、岐阜市などで取り組んでいるデジタルシティズンシップ教育を教職員、児童、生徒へ行うよう期待する。	子ども	人権教育・子どもの健全育成の推進	
		児童虐待防止への取り組み				児童虐待防止への取り組み	
		家庭や地域社会での青少年健全育成				家庭や地域社会での青少年健全育成	
		子育てにやさしいまちづくりの推進				子育てにやさしいまちづくりの推進	
						こども・若者が安心して成長できる環境の推進	
		こども・若者の意見の収集					
	すべてのこども・若者へ必要な保健・医療、支援の充実						
	困難な状況にあるこども・若者の保護・支援						

第 2 次瑞浪市人権施策推進指針（前期）			法律や制度等の動向	課題	第 2 次瑞浪市人権施策推進指針（後期）				
基本理念	区分	項目			基本理念	区分	項目		
	高 齢 者	自立・生きがいづくりへの支援	・平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ・平成 29 年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」改正【追加】 ・国における高齢化の現状は、令和 2 年 10 月 1 日時点で 65 歳以上が 3, 619 万人で、高齢化率は 28. 8%【新規】	【委員の方からのご意見】 ・近所でも便利が良いという場所ではない人はどの様に生活してみえるか心配。詐欺被害に遭わない様にするには、家族、近所など普段からの声掛けが大切である。 ・生活面での地域格差の解消の具体策の検討を行っていただきたい。 ・もっと高齢世代、一人ぐらし世帯等増えていくだろう。これから病院までの利便性（免許返納も踏まえ）買い物など宅配、移動スーパー、訪問医療等豊かに暮らせる権利をサポートしていければと思う。 ・高齢者の割合が高くなり、実際に、高齢の夫婦だけで、もしくは高齢者一人で住んでいる家庭が多くなった。遠くに住んでいる若い世代に期待するより、地域の支え合いをより強固なものにしていくことが大切である。 ・周囲の声のかけ方や対応が高齢者の精神の安定や生活の安定につながると思う。 ・成年後見制度（市長申立て）の積極的活用を期待する。 ・在宅で成年後見制度を利用する方と社会福祉協議会とが連携して支援にあたれるよう期待する。（現状岐阜県ではできていない）		高 齢 者	自立・生きがいづくりへの支援		
		年齢にとらわれず活躍できる社会の構築					年齢にとらわれず活躍できる社会の構築		
		福祉・介護サービスの充実					福祉・介護サービスの充実		
		安心して暮らせる生活環境の整備					安心して暮らせる生活環境の整備		
		高齢者にやさしいまちづくりの推進					高齢者にやさしいまちづくりの推進		
	障 が 者		理解と交流の促進	・平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ・平成 29 年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」改正【追加】 ・国における高齢化の現状は、令和 2 年 10 月 1 日時点で 65 歳以上が 3, 619 万人で、高齢化率は 28. 8%【新規】		【アンケート調査結果からの課題】 ○高齢者一人ひとりの個性を尊重し、人権啓発・人権教育などの取組を進めるとともに、高齢者に対する悪徳商法や詐欺防止に向けた相談窓口の設置、経済的支援、日常生活を支えるサービスの充実など関係機関や地域住民、地域団体などとの連携の強化・拡充を図る必要があります。 さらに、高齢者がいきいきと暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労機会や福祉サービスを充実させながら、高齢者に対して敬意を払うとともに、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取り組みが必要です。	障 が 者	理解と交流の促進	
			地域生活への支援の充実					地域生活への支援の充実	
			雇用・就労の支援と社会参加の促進					雇用・就労の支援と社会参加の促進	
			障がい者の家族への支援					障がい者の家族への支援	

第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期）			法律や制度等の動向	課題	第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）		
基本理念	区分	項目			基本理念	区分	項目
		障がい者にやさしいまちづくりの推進		とが必要です。そして、障がいのある人による自己決定、自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が必要となっています。 また、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、建物や道路等のバリアフリー化等のハード面の整備や保健・福祉サービス等のソフト面の充実、就労支援などが必要です。			障がい者にやさしいまちづくりの推進
				障がい者への虐待防止、早期発見、早期対応の推進			
				成年後見制度の適切な運用			
	国	同和問題の正しい理解と対応	・平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）施行	【委員の方からのご意見】 ・でも、どの様にとりあげるかがまた問題で、学校の授業で教わったとあるのがまず自然であるが大人（どの年代でも）知っておくことも必要であると思う。 ・情報不足を解消するための啓発活動の充実を図る。 ・偏見を持たない人間形成を教育を学校、職場、社会、家庭で育てていけるといいと思う。 ・窓口の認知度を高められるとよい。 ・日本の長い歴史の中において、政策の一つとして人為的にできあがった部落差別を確実に教えることが必要である。生活の中のいじめや誹謗中傷等だけが社会問題ではないことを、特に若い世代が周知する必要があるのではないかと。 ・私自身、不勉強でこの用紙に記入するために「同和問題の現在」を少し調べたらまだまだ根深いものがあって驚きました。性別役割分担など他の問題も同じところがあると思いますが、「一度刷り込まれた思い込みはなかなか消えない」と感じます。何かにつけて「これはただの思い込みでは？」と自分の思考チェックするような教育が必要と思う。 【アンケート調査結果からの課題】 ○市民の同和問題に関する誤った認識や偏見、無関心をなくすため、人権教育及び人権啓発の取組をすすめ、法の周知や市民一人ひとりが同和問題について正しい知識を学び、理解し、偏見にとらわれない、差別のない社会をめざしていく必要があります。そして、同和問題解決に寄与する啓発などの取り組みを一層推進し、差別や偏見を許さない意識を醸成していくことが必要。		（国）	部落差別（同和問題）の正しい理解と対応
		雇用の安定向上					雇用の安定向上
		啓発の促進					啓発の促進
	国	国際理解・交流の推進	・平成18年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定 ・平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行 ・平成29年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 ・令和元年に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」施行【新規】	【委員の方からのご意見】 ・自分達が海外へ行っても、上手にコミュニケーションがとれたらもっと楽しいと思う。 ・偏見を持たない人間形成を教育を学校、職場、社会、家庭で育てていけるといいと思う。 ・窓口の認知度を高められるとよい。 ・外国人への日常生活に関する分かりやすい情報提供は足りているのか。 ・外国人の居住が多い他市の取り組みを参考に、外国人の方の人権啓発や、住みやすい街づくりについて考えていけるとよい。 【アンケート調査結果からの課題】 ○国際化の進展により、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことが重要です。 引き続き、外国人住民が安心して地域で暮らせるよう、多文化共生の取組を一層推進し、外国人のニーズを把握し施策の内容を調整したり、市		国	国際理解・交流の推進
		外国人児童生徒への教育体制の充実					外国人児童生徒への教育体制の充実

第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期）			法律や制度等の動向	課題	第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）			
基本理念	区分	項目			基本理念	区分	項目	
		外国人への生活支援の充実		民も外国人固有のニーズや事情について理解が進むよう啓発するとともに、多様性を認め合い、外国人に対する偏見や差別をなくすための取組を推進していく必要があります。			外国人への生活支援の充実	
	意識	偏見や差別の解消	・「HIV 感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施している。 ・令和元年より新型コロナウイルス感染症の世界的流行【新規】 ・令和3年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」施行【新規】	【委員の方からのご意見】 ・コロナが流行したときも感染した人をばい菌扱いされたと聞いたことがあります、時間が経って病気が理解されていくことで、認識されるという時間差があったので難しい事ではあると感じる。 ・人としてどうやって接していくのか考えていかないとだめですね。 ・偏見を持たない人間形成を教育を学校、職場、社会、家庭で育てていけるといいと思う。 ・窓口の認知度を高められるとよい。 ・感染症についての正しい知識を、広報等に掲載してほしい。目にすることで、意識が持てるのではないかと思う。 【アンケート調査結果からの課題】 ○感染症患者や元患者、家族、医療従事者等の人権に十分に配慮しながら、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症等に対する正しい理解や知識の普及、啓発活動が必要です。 さらに、患者、感染者の生活の質の向上を図り、地域で支援するため、保健・医療等との連携強化が求められます。		意識	偏見や差別の解消	
		インターネット	インターネットによる人権侵害防止の啓発と対応	・平成14年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行 ・平成21年に「違法・有害情報相談センター」を設置【追加】 ・令和3年に「プロバイダ責任制限法」の改正【新規】		【委員の方からのご意見】 ・ニュースでは子どもがゲームに夢中になり課金して親に多額な請求が・・・と聞いたりする。楽しいからついついではすまされない事で人の悪口や誹謗中傷もダメ。啓発活動頑張りたい。 ・学校教育等で今まで以上に学びが必要。サポート窓口もわかりやすいものが必要。PC（インターネット等）用語使いが難しすぎる。 ・やはり子どもに対する情報モラル教育に力を入れなければならないと思う。小中学生はもちろん、情報モラル教育の低年齢化が進められることを願う。 ・全年代で問題視する割合が高い。 ・インターネットでは、相手に知られず容易に誹謗中傷ができることが、大きな人権侵害につながっているという意識の低下に気づき、なくすことを意識していくことが必要だと思う。 ・子どもに対しては、学校での教育や大人には地域での学習会などを行い、啓発活動を広げていってほしい。 ・ネットとの付き合い方は、明確な正解が出にくく、主体的に考えることが大切と考える。 ・情報モラルの研修について、岐阜市などで取り組んでいるデジタルシティズンシップ教育を教職員、児童、生徒へ行うよう期待する。 【アンケート調査結果からの課題】 ○インターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図り、インターネットの利用におけるマナーやモラル等の啓発活動を行うことが必要。そして、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるための啓発や学習機会が必要です。	インターネット	インターネットによる人権侵害防止の啓発と対応
			情報リテラシーの育成			情報リテラシーの育成		

第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期）			法律や制度等の動向	課題	第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）		
基本理念	区分	項目			基本理念	区分	項目
				するための啓発を行うことが必要。 そのためには、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力が必要です。また、国、県、社会復帰を支援する組織等と連携を図りながら、社会復帰しやすい環境づくりが必要。 【委員の方からのご意見】 ・報道や取材に配慮が必要。 ・男性でも、仕事も家事も育児も介護も出来る素敵な人を育てていかなくては。 【アンケート調査結果からの課題】 ○犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、今後 も、国、県、警察、犯罪被害者を支援する民間団体等と連携を図りながら、被害者のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者を支援する人権教育・啓発を進めていくとともに、犯罪被害者やその家族の人権問題に応じる相談体制を充実していく必要がある。			広報・啓発活動の推進
		犯罪被害者等の人権問題				■ の 題	犯罪被害者等が安心して暮らすことができる相談・支援の提供
				犯罪被害者等を支える社会の形成			
		災害時の人権問題	・岐阜県地域防災計画において、防災対策の検討過程等における女性の参画の推進、避難所生活等における要配慮者の視点等を踏まえた対応等を位置付けており、災害時における人権確保の取組を進めている。【新規】	・誰もが災害に遭った時、避難生活をする事になる。プライバシーが守られない事が心配されるが普段から近所付き合いをよくしていきたい。 ・個人としては、思いやりを持ち助け合う。行政としては、仮設住宅の候補地の確保に備えることが重要。 ・防災訓練などの時に合わせて、災害時の人権問題についても少し触れてもらえると良い。		災 害	災害時の人権問題
		労働者の人権問題			【アンケート調査結果からの課題】 ○私たちが暮らす社会には、多様な人権問題が存在し、ホームレスに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者、人身取引被害者、災害に伴う人権問題等、さまざまな人々に対する偏見や差別も根強いものがある。これらの人権問題について、人権を尊重するという視点に立った教育及び啓発の取組を行い、各種人権問題に関する相談体制を充実させていく必要がある。		の 他
		アイヌの人々の人権問題	・令和元年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行【新規】 ・令和2年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定【新規】	アイヌの人々の人権問題			
		ホームレスに関する人権問題		ホームレスに関する人権問題			
		北朝鮮による拉致問題、人身取引に関する人権問題		北朝鮮による拉致問題、人身取引に関する人権問題			

コメントの追加 [名株2]: ⑤再犯防止推進計画の項目を修正

コメントの追加 [名株3]: ⑥犯罪被害者等の人権問題の項目を修正

コメントの追加 [名株5]: ⑦人権問題の後に移動

コメントの追加 [名株4]: ④「災害」を追加